

防犯カメラの普及促進に関する協定

若葉区町内自治会連絡協議会（以下「区連協」という。）、株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局（以下「J：COM千葉 千葉セントラル局」という。）、千葉市若葉区（以下「区」という。）、千葉東警察署（以下「警察署」という。）は、区民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、防犯カメラの普及促進の協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、区連協、J：COM千葉 千葉セントラル局、区及び警察署（以下「四者」と総称する。）が区内における住宅等の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）が設置及び管理する防犯カメラの普及を促進することにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 本協定に基づき、四者は、次の事項を各々の役割の骨子とし、お互いに連携を強化して協力するものとする。

- (1) 区連協 所有者等の住宅等における防犯カメラの設置及び管理の促進に向けた活動
- (2) J：COM千葉 千葉セントラル局 防犯カメラに関する一般的な技術情報の提供及び防犯対策に関する広報啓発活動
- (3) 区 防犯カメラの設置における補助制度等の情報提供及び防犯意識向上のための普及啓発活動
- (4) 警察署 区連協等に対する一般的な防犯指導及び犯罪発生状況等の情報提供

（配意事項）

第3条 四者は、本協定に基づく取組に当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 本協定は、防犯カメラの普及促進に関する取組についての基本的事項を定めるものであり、防犯カメラの具体的な機種、設置条件、設置場所、費用負担、契約内容その他の詳細事項を定めるものではない。
- (2) 地域住民のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、関係法令を遵守すること。
- (3) 本協定は、防犯カメラの普及促進に関する取組について、J：COM千葉 千葉セントラル局に特別の権限を付与したものではない。

（連絡担当責任者）

第4条 本協定に係る連絡責任者については、区連協は各地区の会長、J：COM千葉 千葉セントラル

局はお客様サービス推進部マネージャー、区は地域づくり支援課長、警察署は生活安全課長とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。なお、有効期間満了の3ヶ月前までに四者のいずれからも特段の異議申立てがないときは、この協定の有効期間は、有効期間満了日より更に1年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後もまた同様とする。

（定めのない事項等）

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合については、四者が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、四者が記名捺印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和8年1月30日

若葉区町内自治会連絡協議会
千葉県千葉市若葉区桜木7丁目8番8号

会長 内山英昭

株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局
千葉県千葉市中央区問屋町1番35号
千葉ポートサイドタワー8階

局長 小沼亘

千葉市若葉区
千葉県千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号

区長 柿崎恵司

千葉県警察 千葉東警察署
千葉県千葉市若葉区小倉町859番地2

署長 清田利博